

青木村簡易水道事業經營戰略

令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

令和 8 年 3 月

長野県小県郡青木村

建設農林課上下水道係

目次

第1章	はじめに	3
第2章	青木村簡易水道事業の概要	3
1.	簡易水道事業の概要	3
2.	これまでの主な経営健全化の取り組み	6
3.	経営比較分析表を活用した現状分析	7
第3章	将来の事業環境	13
1.	給水人口の予測	13
2.	水需要の予測	13
3.	料金収入の予測	14
4.	組織の見通し	14
5.	設備・管路の更新需要額	15
第4章	経営の基本方針	16
1.	経営の基本方針	16
2.	安全：住民が安心しておいしく飲める水道水の供給	16
3.	強靱：いつでもどこでも安定的に生活用水を確保	17
4.	持続：運営基盤の強化、利用者ニーズを踏まえた給水サービスの充実	18
5.	環境：環境保全への貢献	18
第5章	投資・財政計画	19
1.	投資・財政計画（収支計画）	19
第6章	経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	24

【別添巻末資料】

- 経営比較分析表（令和6年度決算）
- 投資・財政計画一覧
- 原価計算表

第1章 はじめに

本経営戦略は、青木村の災害に強いまちづくり、安全安心に暮らせるまちづくりのため、「安心・安全・安定供給」の基本理念に基づき、今後の簡易水道事業の経営戦略を明確にすることで、安定的な経営を図るために平成28年3月に策定しましたが、令和2年度より公営企業会計へと移行したことによって、さらなる経営状況等の「見える化」が可能となったため、現状の分析・評価により青木村簡易水道事業が抱える課題・問題を明確にするとともに、今後の経営にあたっての対策を講ずるため、令和8年3月に改定します。

改定後計画期間 令和8年度～令和17年度

第2章 青木村簡易水道事業の概要

1. 簡易水道事業の概要

青木村の水道事業は、令和7年度現在で青木村簡易水道事業の1つのみとなります。青木村簡易水道事業は1955年（昭和30年）に計画給水人口2,840人、計画一日最大給水量468 m³/日の規模にて創設されて以来、給水区域の拡張、給水人口及び給水量の増加に伴う水道施設の整備等によって3次にわたる拡張を重ねてきました。

2012年（平成24年）11月には、青木の森簡易水道事業との統合による認可を受け、現在に至っています。

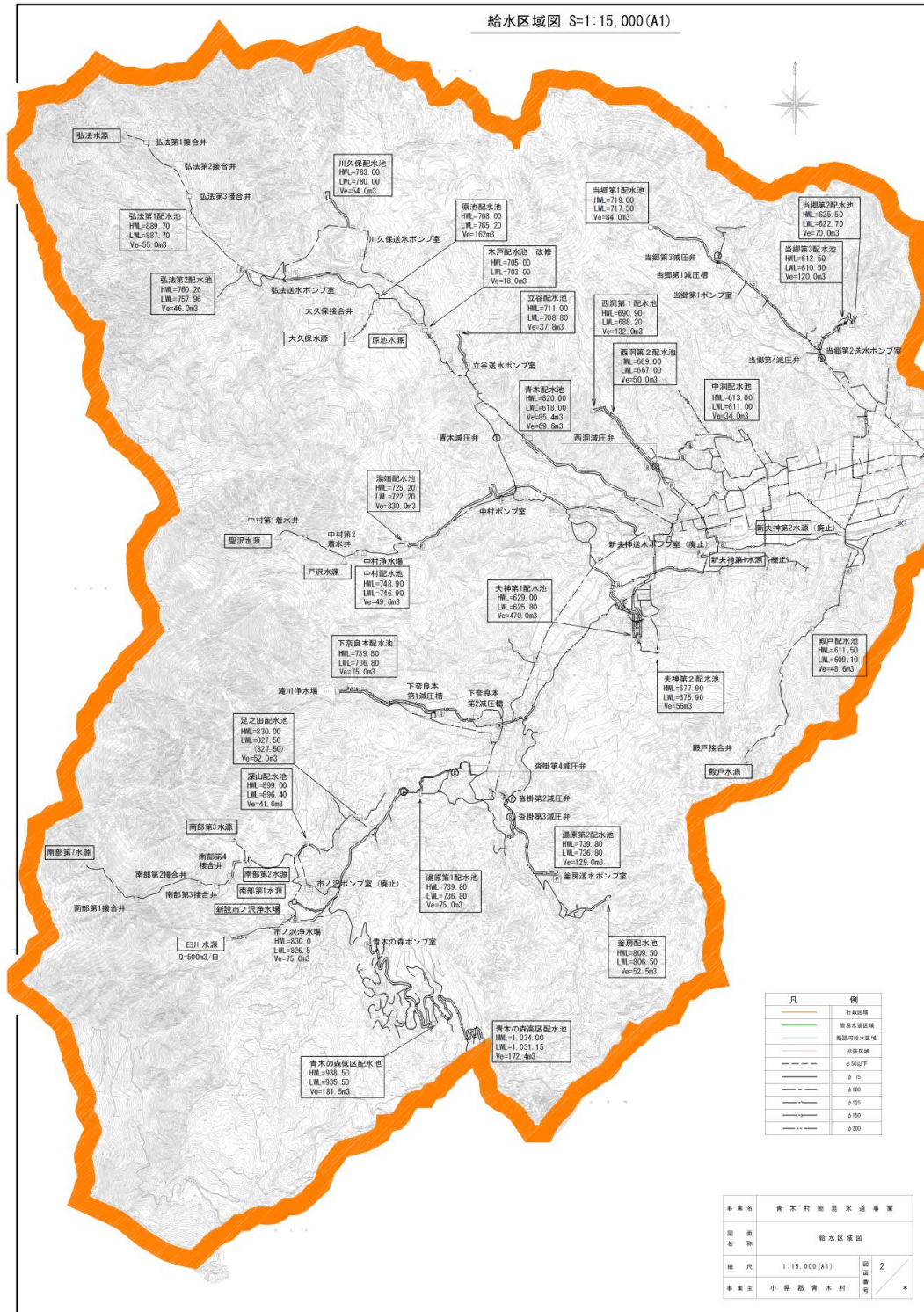
①給水

供用開始年月日	昭和31年4月1日	計画給水人口	4,740人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適（財務）	現在給水人口	4,040人
		有収水量密度	32千m ³ /ha

②施設

水源	ダム、湧水		
施設数	浄水場設置数	3	管路延長 100.05km
	配水池設置数	25	
施設能力	2,495m ³ /日		施設利用率 59%

【青木村給水区域図】



③ 料金

【料金表：2 か月あたり】

令和 8 年 3 月末現在
(税抜)

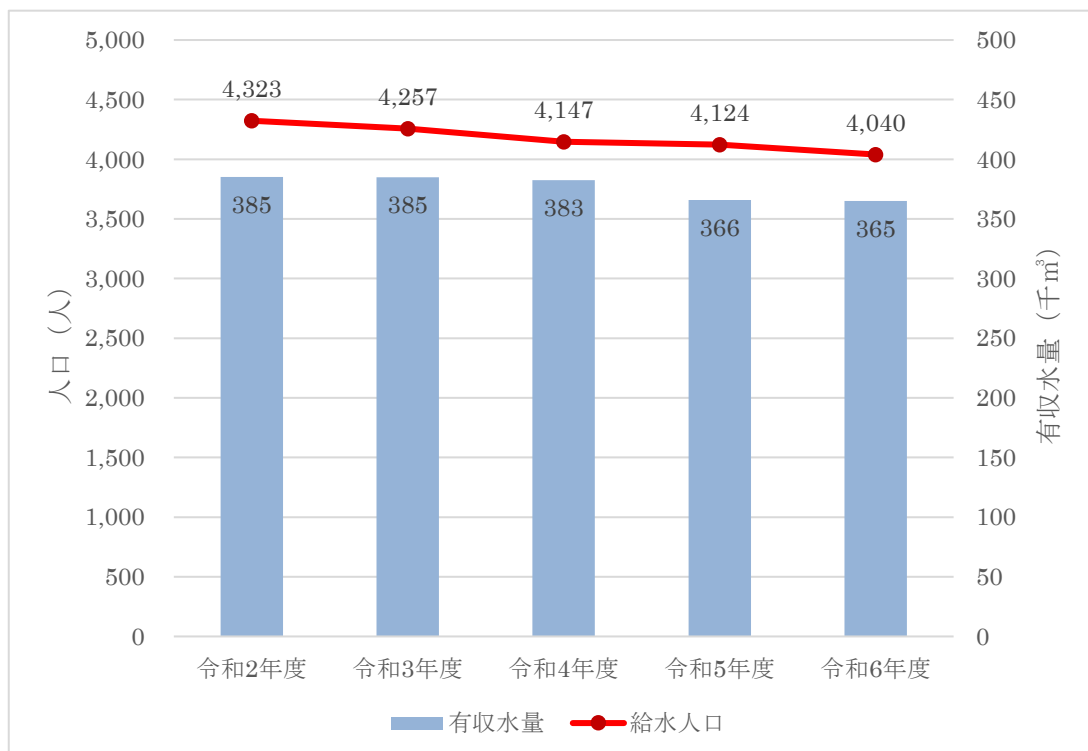
種別	基本水量	料金	超過料金	メーター 使用料
一般用	10 m ³ まで	2,723 円	20 m ³ を超えた場合 1 m ³ につき 185 円	105 円
	20 m ³ まで	3,580 円		
特定用 (村営住宅)	20 m ³ まで	3,628 円	20 m ³ を超えた場合 1 m ³ につき 200 円	105 円

料金体系は、基本料金と従量料金からなり、従量料金部分の単位当たり料金は一定で、使用量に伴って単位当たりの料金が增加する逦増制、同様に使用量に伴って減少する逦減制ともに採用しておりません。

なお、最終改定は消費税増税に伴い行った令和元年 10 月 1 日ですが、消費税のみの改定を除くと平成 18 年 4 月 1 日改定となります。

④ 水需要

多くの団体で人口減少に伴い、水需要も減少しているケースが多数であり、青木村も同様に給水人口の減少に応じて有収水量が減少しております。さらなる節水機器の普及なども考えられ、今後も同様の傾向が続けば水需要も減少が続くことが見込まれます。

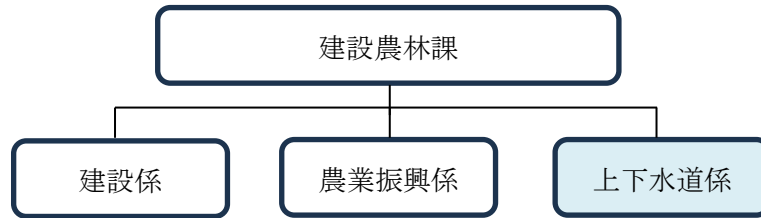


④ 組織

青木村簡易水道事業の組織体制は、以下のとおりです。

【2025年（令和7年度）4月現在】

- ・職員数 2名（うち1名は特定環境保全公共下水道事業を兼務）
- ・事業運営組織



青木村簡易水道事業は建設農林課上下水道係が所管しています。

2. これまでの主な経営健全化の取り組み

① 民間活力の活用

- ・民間委託（包括的民間委託を含む）として検針業務、水質検査業務、浄水池・配水池清掃業務、漏水調査業務を民間業者に委託しております。

② 未払い料金収入の徴収

- ・料金滞納を防止・縮小させるために、納期限が経過した場合は速やかに利用者への連絡や滞納明細票の送付により督促を行い、確実な徴収に努めてきました。

③ 経営合理化

- ・平成24年度に2つの簡易水道事業（青木村簡易水道事業および青木の森別荘簡易水道事業）を青木村簡易水道事業として1つに統合・廃止することで、業務の重複をなくし業務の効率化を図り、間接経費を削減してきました。
また、担当職員は最低限の2名うち1名を兼務とすることで、人件費の抑制に努めてきました。

④ 積極的な管路更新と補助金活用

- ・管路の老朽化に伴い漏水修繕費増が見込まれたため、電子化した水道台帳から耐用年数を経過している管路の情報を収集し、積極的な管路更新と国庫補助対象事業の推進に努めてきました。

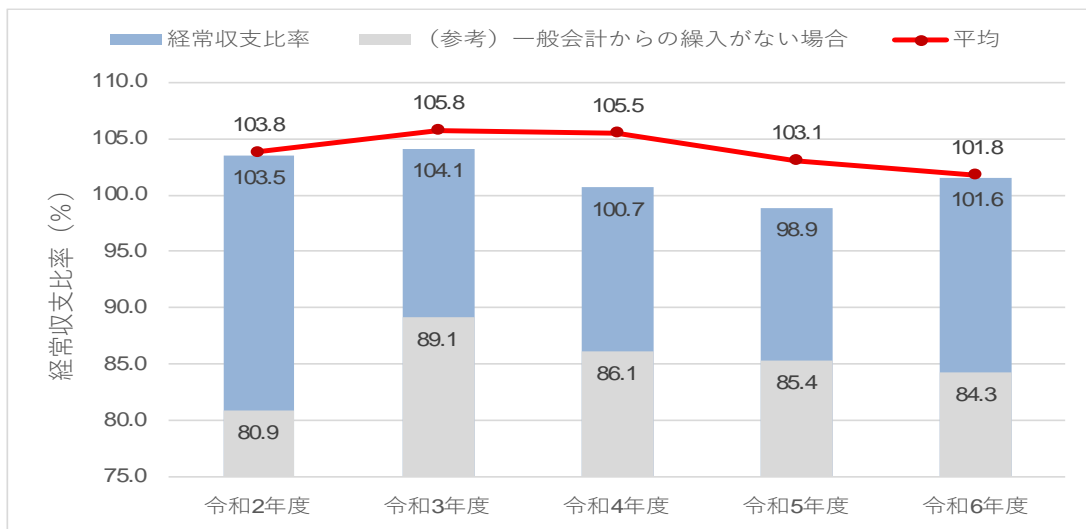
3. 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表とは、水道事業の決算値を基に、事業毎に経営指標（経営の健全性・効率性・老朽化の状況等）を算出し、給水人口規模によって分類される全国の類似団体平均値と比較することで、青木村の経営状況や課題を把握するものです。

経営比較分析表は巻末資料参照

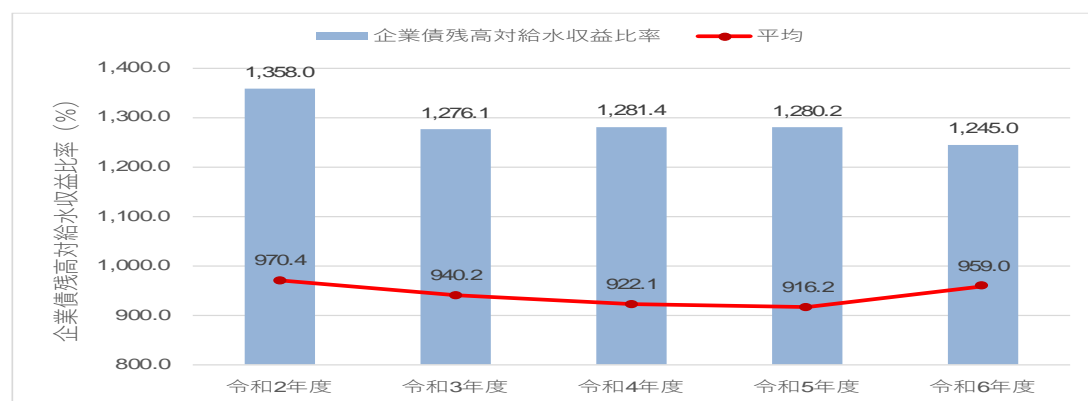
経営分析比較表から抜粋した項目について、その現状分析を行った結果は以下のとおりです。

① 経常収支比率	
算出式	「経常収支比率＝経常費用÷経常収益×100」
指標の意味	当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の収支が黒字であることを示しています。
実績の説明	<p>経常収支比率は令和5年度を除き100%を超えています。類似団体平均と比較するとやや下回っております。今後も継続的な経費削減と収入率の増加といった経営改善に向けた取り組みが必要と考えられます。</p> <p>また、一般会計からの繰入金がなかった場合の経常収支比率は100%未満で推移しています。これは、運営に必要な費用の全額に対し料金収入等で回収できておらず、不足する財源を一般会計繰入金によって補填して事業を運営している状況といえます。</p>



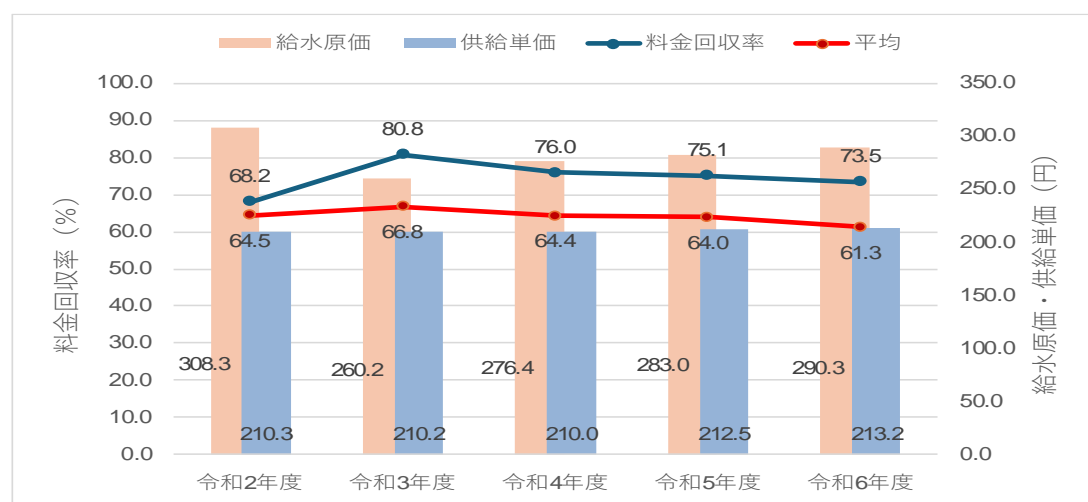
② 企業債残高対給水収益比率

算出式	「企業債残高対給水収益比率＝企業債現在高合計÷給水収益×100」
指標の意味	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、明確な数値基準はありませんが、投資規模・料金水準・必要な更新の実施の有無等を分析するための指標になります
実績の説明	青木村においては類似団体平均を大きく上回っております。これは、費用に対し料金水準が低いことが考えられるため、今後は料金改定等の料金水準を上げるための対応が必要となります。



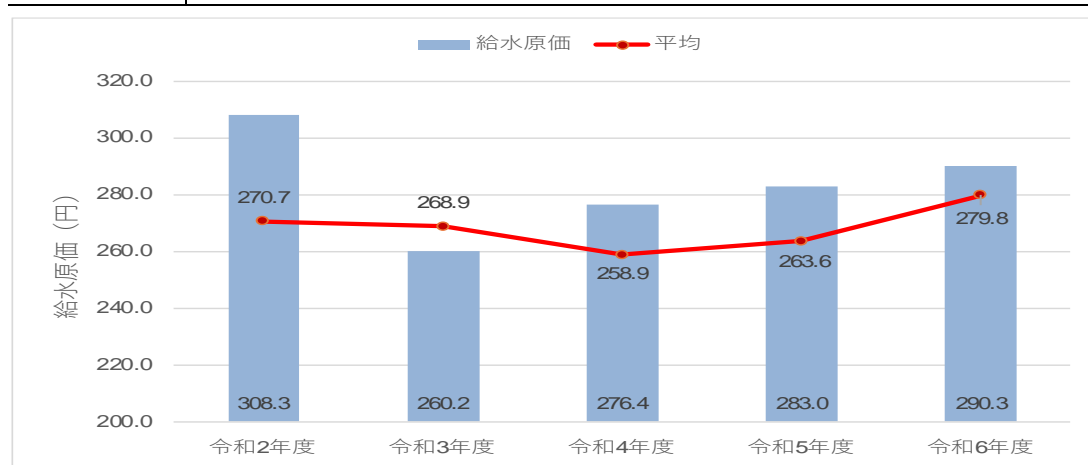
③ 料金回収率

算出式	「料金回収率＝供給単価÷給水原価×100」
指標の意味	当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るもので、給水にかかる費用のうち、どの程度料金収入等の給水収益で賄えているかを示した指標で、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、適切な料金収入の確保が求められます。
実績の説明	いずれの年度も全国類似団体平均値を上回っておりますが、100%を下回る結果となっております。これは前述のとおり、費用に対して一般会計からの繰入金を充てていることを示しております。受益者負担の原則のもとに、料金体系について、水道料金のあり方や水需要等を踏まえた適切な対応を検討しなければならない状況になっています。



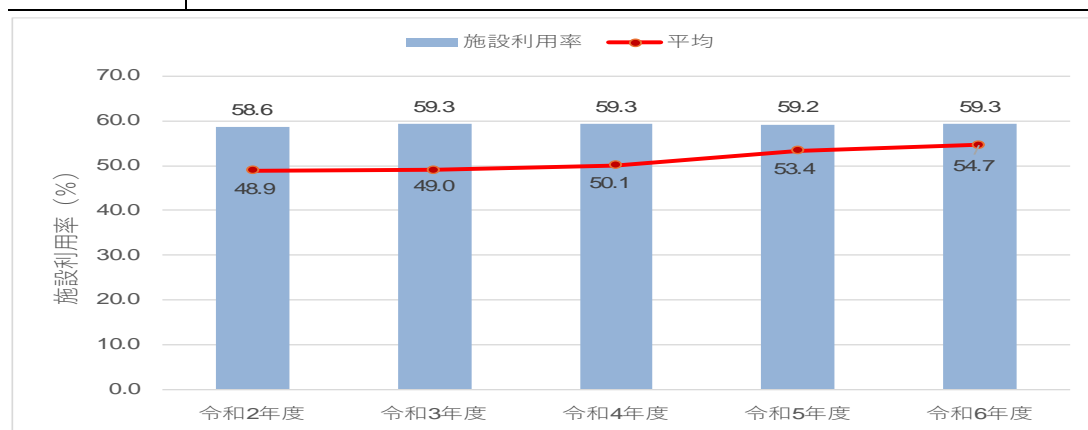
④ 給水原価

算出式	「給水原価＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入経常費用÷年間総有収水量」
指標の意味	有収水量 1 m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもので、一般的な数値基準はありませんが、財政的な観点からは低い方が望ましい指標です。
実績の説明	青木村はほとんどの年度で全国類似団体平均値を上回っており、増加傾向にあります。これは経常費用のうち薬品費や動力費など多くの費用が必要となりやすい急速ろ過施設が多いことが要因と考えられます。 また、さらなる燃料費等の高騰が懸念されるため、今後も経常費用は増加傾向で推移すると考えられます。



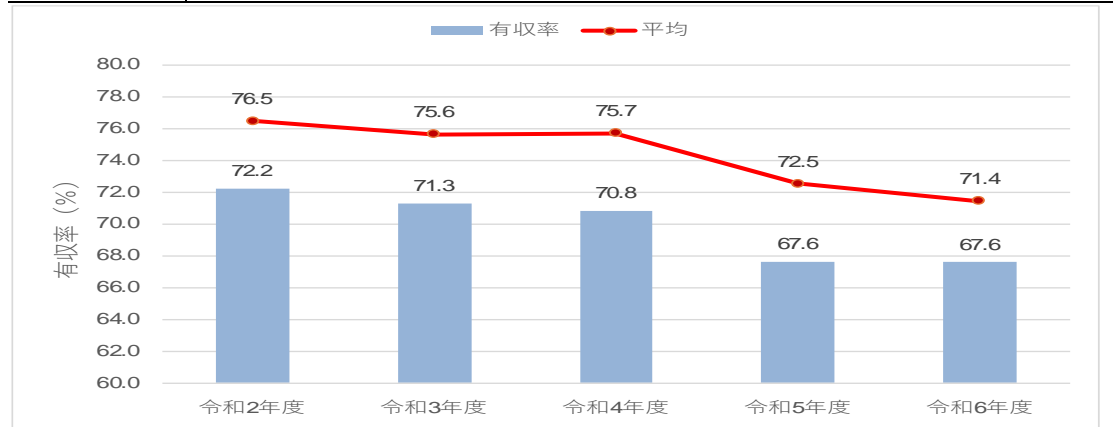
⑤ 施設利用率

算出式	「施設利用率＝一日平均配水量÷一日配水能力×100」
指標の意味	施設利用率とは一日配水能力に対して、どれだけ配水しているのかを示す指標で、明確な数値基準はありませんが、分析及び推計を元に、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費削減といった経営改善の検討を行うことが必要です。
実績の説明	全ての年度において全国類似団体平均値を上回っております。これは、遊休施設が少ないことを示しております。 今後、給水人口の減少と共に配水量も減少すると考えられるため、新設・更新等の際は、必要に応じてダウンサイジング等の検討が必要です。



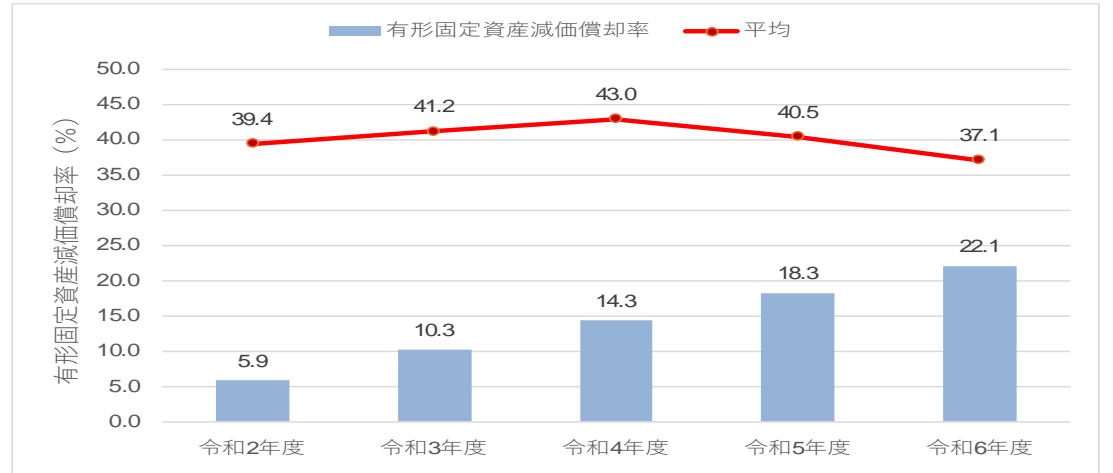
⑥ 有収率

算出式	「有収率＝年間総有収水量÷年間総配水量×100」
指標の意味	当該指標は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標で、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。
実績の説明	<p>全ての年度において100%を下回っており、全国類似団体平均値も下回っております。これは、水道施設から給水される水量が漏水等により、収益に結び付いていないことを示しており、適切な管路更新や漏水対策が必要といえます。</p> <p>今後、管路更新等や漏水調査を実施するにあたっては、最新技術を活用した効果的な手法の導入を検討していきます。</p>



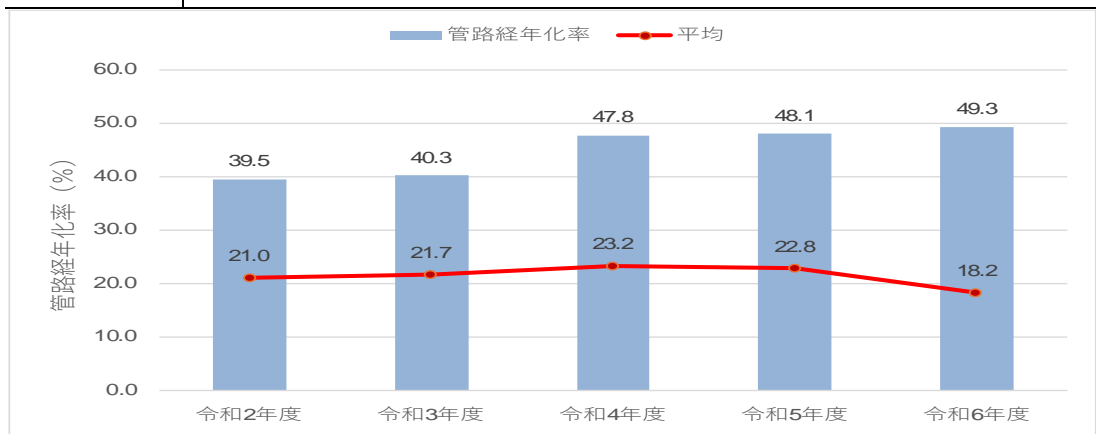
⑦ 有形固定資産減価償却率

算出式	「有形固定資産減価償却率＝有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100」
指標の意味	当該指標は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的に数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。
実績の説明	全ての年度において全国類似団体平均値を下回っておりますが、年々増加しています。償却前に新設・更新等を行わない場合は増加していくため、必要に応じて事業の平準化を念頭に新設・更新の検討が必要です。



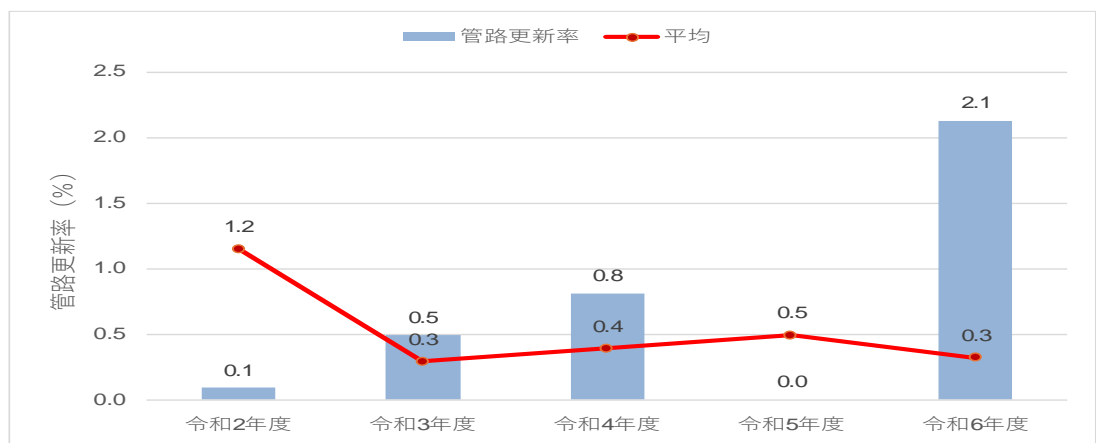
⑧ 管路経年化率

算出式	「 $\text{管路経年化率} = \text{法定耐用年数を超過した管路延長} \div \text{管路延長} \times 100$ 」
指標の意味	当該指標は、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示し、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的に数値が高いほど、法定耐用年数を超過した管路が多いことを示しており、将来の管路更新や耐震化等の必要性を推測することができます。
実績の説明	全ての年度において全国類似団体平均値を上回っており、年々増加しています。償却前に新設・更新等を行わない場合は増加していくため、必要に応じて事業の平準化を念頭に更新・耐震化の検討が必要です。



⑨ 管路更新率

算出式	「 $\text{管路更新率} = \text{当該年度に更新した管路延長} \div \text{管路延長} \times 100$ 」
指標の意味	当該指標は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できるもので、明確な数値基準はないと考えられますが、分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路経年化率の状況を踏まえ分析する必要があります。
実績の説明	各年度において更新率は増減しておりますが、令和6年度は全国類似団体平均値0.3%の7倍となる2.1%となりました。管路経年化率が平均を上回っているため、引き続き事業の平準化等を念頭に更新・耐震化の対応が必要です。



⑩ 総括

収益性や財務安定性の指標は、全国類似団体平均値と比較して、下回る水準にあります。また、経常収支比率についても、一般会計からの繰入金を除いた料金収入等のみで考えると約 80%～90%程度と、実質的な赤字が続いております。さらに、給水原価も全国類似団体平均値と比較すると高い水準であるため、料金回収率が平均を上回るも、100%に届かないため、給水原価を料金収入で回収できていません。

独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、簡易水道事業を永續させるためには、安定的に黒字を維持できる収支構造へ整えることが必要であり、できるだけ早期に経常収支比率や料金回収率を 100%以上に改善することが求められます。

施設の指標では、有形固定資産減価償却率は全国類似団体平均値と比較すると下回っておりますが、管路経年化率で見ると平均値を大きく上回っており、今後老朽化を原因とした漏水等による有収率の低下が発生する恐れも考えられます。比較的良好な管路更新率をさらに良化するためにも、事業の平準化と計画的な更新と財源の確保が課題となります。

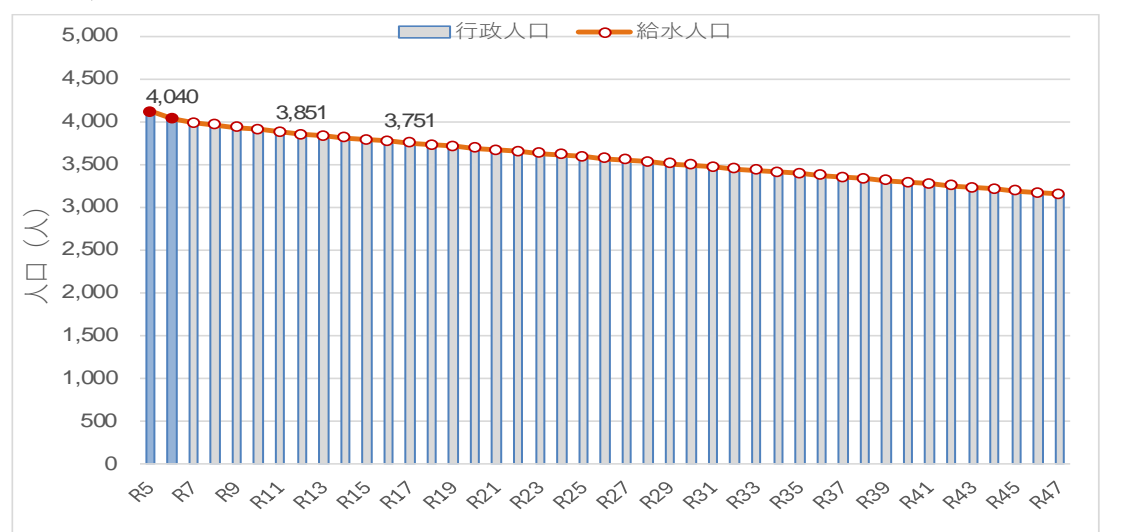
第3章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測

令和4年3月に策定した青木村人口ビジョンと整合を図るように給水区域内人口の変動を予測しています。

青木村の人口は令和6年度末で4,040人です。人口ビジョンでは、令和12年度に3,851人、令和17年度に3,751人まで減少すると推計しています。

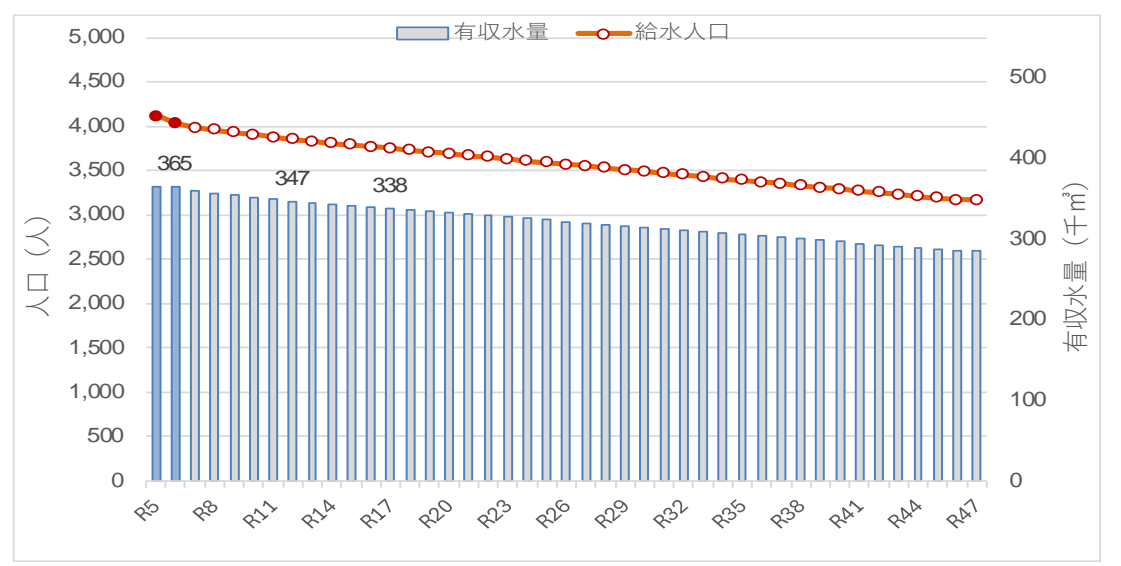
青木村簡易水道事業の給水人口も、普及率が100%であることから減少率も同率に推移すると想定しています。以上から、給水人口も同じく令和12年度に3,851人、令和17年度に3,751人まで減少することが見込まれます。



2. 水需要の予測

有収水量の予測については、給水人口の減少に伴い、水需要についても減少傾向が続くと想定し、令和2年度から令和6年度までの1人当たり有収水量の平均と給水人口将来予測をもとに試算しました。

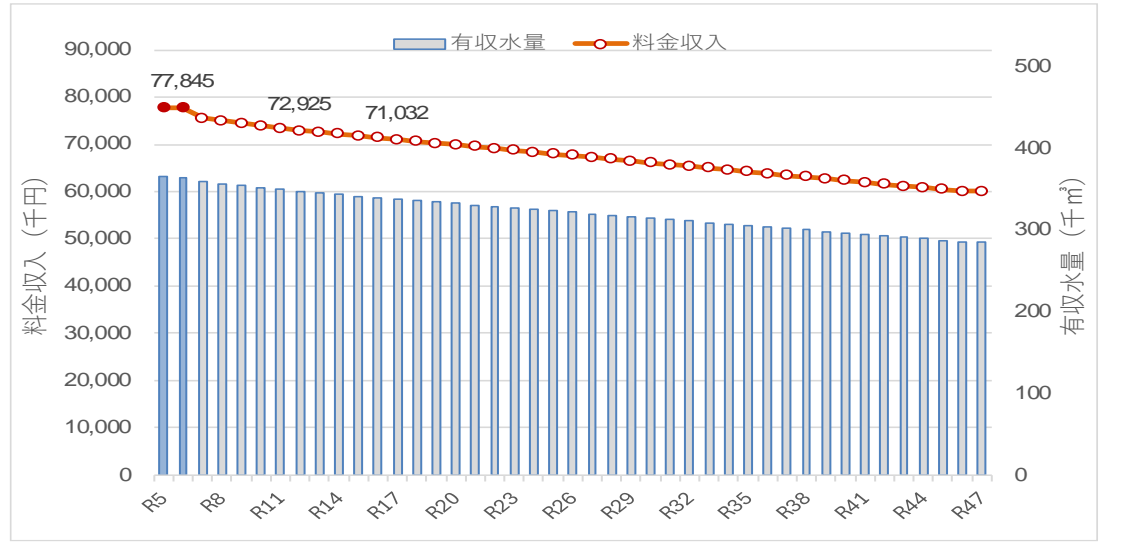
令和6年度の有収水量は365千 m^3 ですが、令和12年度には347千 m^3 、令和17年度には338千 m^3 まで減少することが見込まれます。



3. 料金収入の予測

料金収入の予測は、令和2年度から令和6年度までの直近5か年の供給単価の最低値である210.01円/m³と有収水量の予測をもとに試算しました。基本料金及び超過料金は改定せずに、現状の水準が継続する場合の試算です。

その結果、令和6年度の料金収入は77,845千円であるところ、2030令和12年度には72,925千円、2035令和17年度には71,032千円まで減少すると予測されます。



4. 組織の見通し

現在、技術・技能職員0名、事務職員2名の配置であり、うち1名は特定環境保全公共下水道事業分を含めて兼務しております。施設維持管理業務や検針業務、水質検査業務の民間委託により効率的な運営を図ってきました。

災害時等の緊急時対応や、技術承継を考えると増員が望まれますが、当面は現状の体制を維持する予定です。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
技術職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

5. 設備・管路の更新需要額

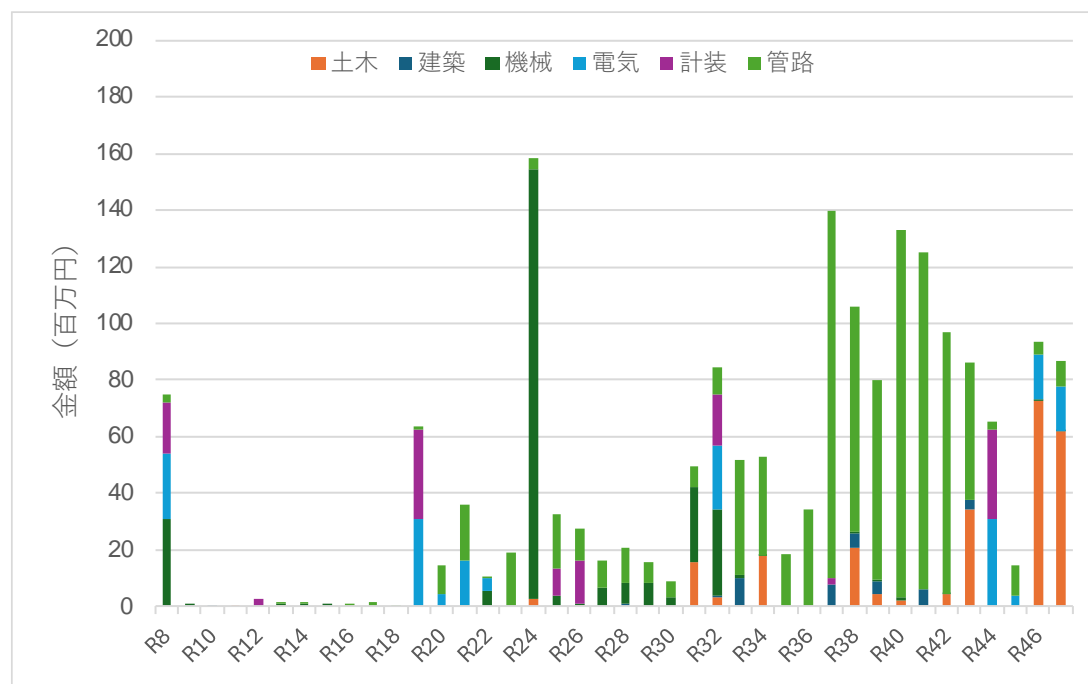
設備や管路は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数が決められておりますが、実際の更新年数は、使用年数や劣化状況に応じて点検・修繕を実施することにより、法定耐用年数を超えていることが多いことが（公社）日本水道協会ほか調査事例で報告されています。

そのため、本経営戦略内における更新基準は法定耐用年数ではなく国土交通省「参考資料 更新基準の設定事例」を参考に以下のとおり設定しました。

分類	代表的な法定耐用年数	更新基準
建築	38年	60年
土木	30～60年	70年
機械	15年	25年
電気	15年	20年
計装	15年	20年
管路	40年	60年

上記で設定した更新基準を固定資産台帳に記載されている資産にあてはめ、取得価格ベースで以下の表を作成しました。また、令和7年度時点ですでに更新基準を超えている設備については、令和8年度の更新需要として表示しています。

試算した結果、更新需要は令和24年度頃の機械更新がピークであり、令和36年度からは管路の更新需要が多くなる見込みとなり、最大で年間1億5千万円を超える更新が必要となる予測です。今後は、老朽化の程度に応じて計画的な更新を行っていくことが必要となりますが、計画期間内の更新需要の総額は1億円近くとなり、その財源確保が課題となっております。



第4章 経営の基本方針

1. 経営の基本方針

人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う水道料金収入の減少トレンドの中で、高度経済成長期に整備した施設の一部には老朽化が進んでおり、施設の更新に今後多大なお金がかかるなど、経営環境は厳しさが増えています。しかし水道事業は「安全で良質な水道水を安定して供給する」責務を負う、人々の生活の基礎に根差した事業であり、その責務を果たすべく、徹底した経営の効率化や健全化に取り組んでいかなければなりません。令和2年度からは公営企業会計に移行し、一般企業と同様に料金収入によって経費を賄い自主性を持って事業を運営する独立採算制を原則としなければなりません。

「安全」「強靱」「持続」という新水道ビジョンの取り組みの目指すべき方向性の下、全ての住民に安心して安定的かつ持続的に、安全な環境のもとで供給する水道を経営戦略の基本的な考え方として、中長期的な経営の基本戦略を策定し目指していきます。

2. 安全：住民が安心しておいしく飲める水道水の供給

・水源水質保持・浄水場汚染対策

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり重要なものです。青木村での水質検査は上田薬剤師会に委託しており、定期的に以下の検査を行っています。

原水：年1回、基本項目、消毒副生成物、健康関連項目、カビ臭、指標菌等13ヶ所

浄水：毎月1回、基本項目、消毒副生成物、健康関連項目、カビ臭等の検査を5ヶ所

・施設管理体制の強化

現在の配水池等監視体制は、アプリケーションを利用したクラウド監視であり、24時間365日の監視体制を確立しております。一部施設はこの監視体制から外れているため、今後、監視ができるよう更新を図っていきます。

3. 強靱：いつでもどこでも安定的に生活用水を確保

・基幹施設、管路の耐震化

水道供給に必要不可欠な、浄水場および配水池並びに導水管等各種管路に対して、耐震診断等を行い、適切な補強・更新を行います。

・地域防災計画

村では令和3年に改訂しました、地域防災計画の「第1章 第17節 上水道施設災害予防計画」で、村の主な取り組みとして通常のメンテナンス体制の充実に努めるとともに、施設の安全性の確保を図り、老朽施設の更新・改良等を行うことを明記しています。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である旨や、水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である旨を表明しています。

具体的には以下の5つの計画を実行します。

- (1) 配水システムの相互連絡ブロック化を検討する。
- (2) 復旧資材の備蓄に努める。
- (3) 水道管路図の整備に努める。
- (4) 水質改善や老朽管の布設、水量確保を図り、水の安定した供給を図るものとする。
- (5) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

この計画書は村のホームページで住民に開示しています。

・道の駅の利用

平常時だけでなく緊急時にも安定的な給水を可能にするため、道の駅を有効に活用します。

防災機能を有した多目的な公園「ふるさと公園あおき」を平成27年11月に整備しました。面積16,187㎡の広い敷地の中に、災害時に活用できるよう、以下の防災設備を整えています。災害時の拠点や防災ステーション、一時避難所に活用できます。

- ① ヘリポート
- ② マンホールトイレ
- ③ かまどベンチ
- ④ パーゴラ（シェルター）
- ⑤ 防火貯水槽

「ふるさと公園あおき」の防火貯水槽



4. 持続：運営基盤の強化、利用者ニーズを踏まえた給水サービスの充実

- ・アセットマネジメント計画の策定

中・長期的な更新計画を策定し、順次機器更新を行うなど、上水道施設・設備の適正な維持管理及び耐震化を推進し、良質な水の安定供給を図ります。

- ・10 年計画

村は現在、令和 5 年から令和 14 年にかけての 10 年計画で、水源からの導水管更新を最優先とした計画を進めております。導水管更新終了後は送水と配水を兼ねる送・配水管更新、経年化が大きく地震時に被災する恐れがある管種の配水管の更新について給水人口推計をもとに小口径化等や事業の平準化等を検討しながら実施していきます。

- ・料金改定

令和元年 10 月 1 日改定から約 7 年経過しており、物価高等から前回改定時より経常費用は増加しております。また、既存施設等の老朽化に伴い大規模な更新および改修が必要となり、さらに財源は厳しくなることが見込まれます。

そのため、今後の更新需要や使用水量、財務状況の検証等を行い、料金水準の設定や、料金改定の時期等が適正となるよう、原則、2 年ごとに検討することとします。

5. 環境：環境保全への貢献

- ・環境保護条例「青木村地下水保全条例」

村の貴重な資源である地下水を保全し、地下水の利用と良好な水質を確保するため、地下水の採取に必要な規制を行い、その適正な利用を図ることで、公共用の水道水源をはじめ大切な水資源を保全し、あわせて地下水の採取による枯渇や地盤低下を防止し、地下水は公水であることを認識し、その保全に努め住みよい生活環境を確保することを目的として策定しています。

保全地域は青木村全域を指定しています。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

巻末資料のとおりとなります。

① 投資・財政計画（収益的収支、資本的収支）の主な推計条件

投資・財政計画の将来推計を見込むにあたっての推計条件は以下のとおりです。

【収益的収支】

項目		推計条件要約	
収益的 収入	営業収益	給水収益	年間有収水量×直近最低供給単価（210.01 円/m ³ ）
		受託工事収益	直近 5 年間の平均額で一定
		その他	直近 5 年間の平均額で一定
	営業外収益	他会計補助金	企業債利子分 1/2+高料金対策分+収支不足分
		長期前受金戻入	過年度投資分+新規投資分
		その他	直近 5 年間の平均額で一定
収益的 支出	営業費用	人件費	令和 7 年度予算額+上昇分考慮（人事院勧告直近 3 か年の増減率平均 2.4%）
		維持管理費 （動力費等）	令和 7 年度予算額+物価上昇分※1（総務省統計局資料：2020 年基準 消費者物価指数（令和 8 年 1 月 23 日）P.4 より 2021～2025 平均上昇率 2.3%）考慮、ただし動力費、薬品費、その他については有収水量減少分を控除
		減価償却費	過年度投資分+新規投資分
	営業外費用	支払利息	過年度発行分+新規発行分
		その他	直近 5 年間の平均額で一定

【資本的収支】

項目		推計条件要約	
資本的 収入	企業債	償還期間：償還 30 年、据置 5 年 利率：直近利子率 3% 建設改良費×直近充当率 70%	
	他会計補助金	企業債元金 1/2	
	国（県）補助金	見込まない	
	その他	見込まない	
資本的 支出	建設改良費	更新需要の平準化後の更新需要額×物価上昇分※1 考慮	
	企業債償還金	過年度発行分+新規発行分	
	その他	直近 5 年間の平均で一定	

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

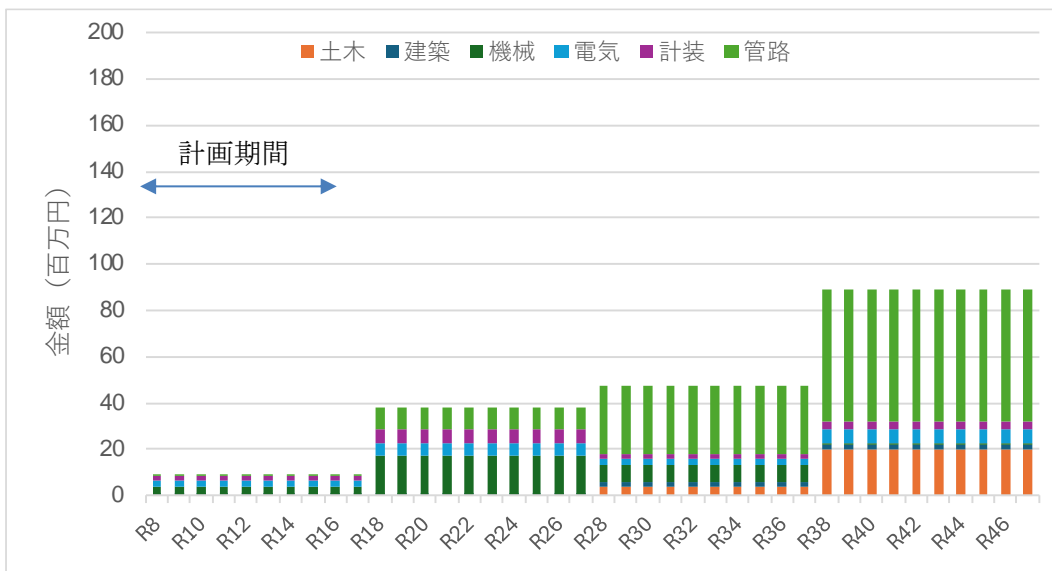
老朽化した施設・管路について合理化を踏まえた更新事業を進め、安定給水に努めます。

〈目標〉計画期間 R17 年度末における目標

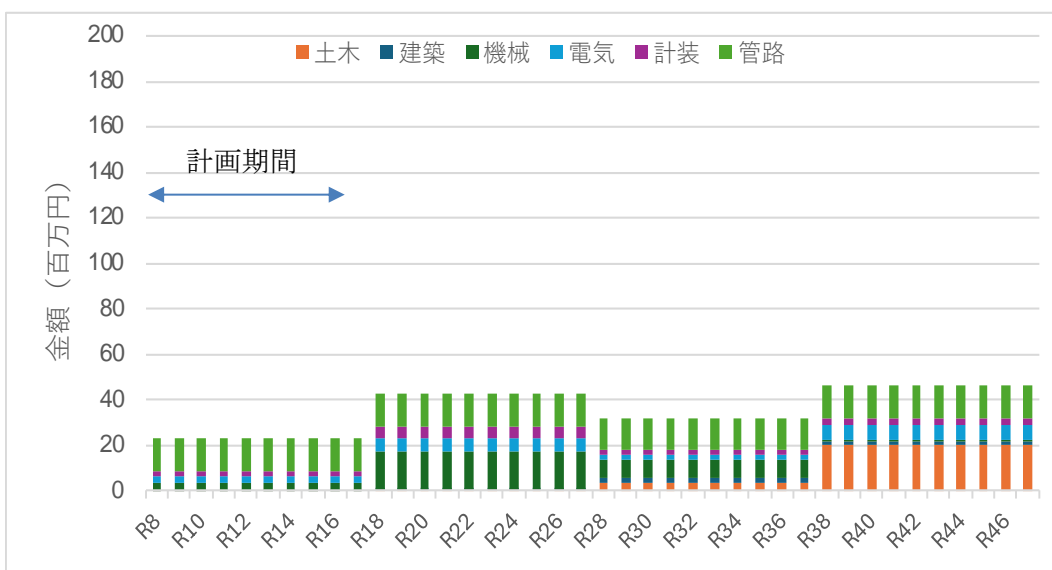
・有収率：R17 年度末 70%以上 ←（R6 年度 67.6%）

【建設改良費】

有収率の向上には老朽施設・管路の更新が不可欠であるため、将来 40 年間の更新需要の見通しを踏まえて、今後 10 年間の実施計画を検討しました。各年度の更新費用は、財政負担や業務量の一時的な急増を避けるために、更新需要を 10 年ごとに平準化した試算を行いました。多くの管路において更新基準が令和 37 年度以降に迎えることから財政負担等に偏りが出るのが判明しました。



以上から、管路のみ更新基準未満の経過年数であっても更新対象とし、40 年で平準化した金額としております。



② 収支計画のうち財源についての説明

料金収入が減少していく中で、起債の活用や経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全な経営に努めます。

〈目標〉 計画期間 R17 年度末における目標

- ・ 経常収支比率：R17 年度末 100%以上 ← (R6 年度 101.6%)

【給水収益】

「第 3 章 将来の事業環境 3.料金収入の予測」にて記載したとおり、料金収入については令和 2 年度から令和 6 年度までの直近 5 か年の供給単価の最低値である 210.01 円/m³と有収水量の予測をもとに試算しました。基本料金及び超過料金は改定せずに、現状の水準が継続する場合の試算です。給水人口の減少に伴い、減少していく見込みです。

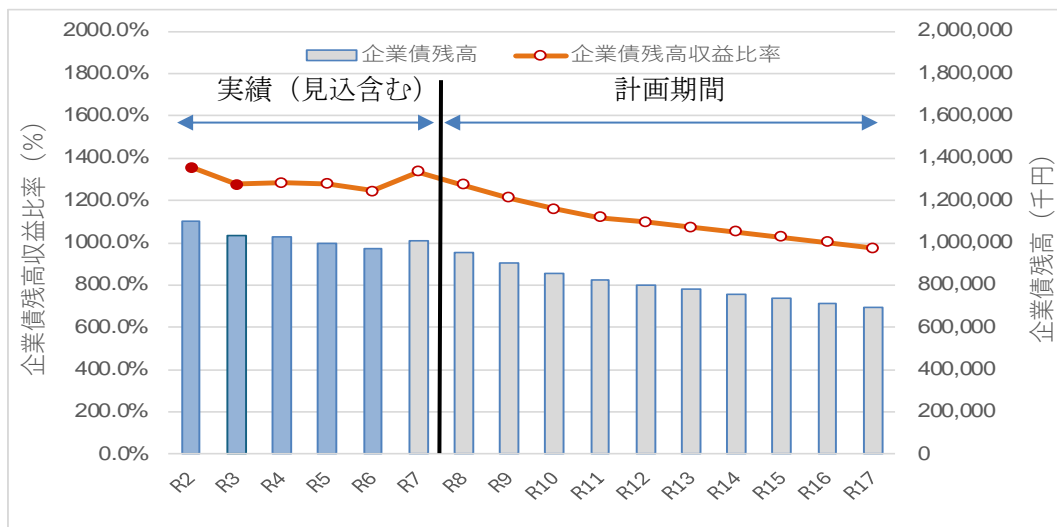
料金の最終改定は令和元年 10 月 1 日となっており、前回改定から 5 年以上経過しており、今後、投資に対して不足する財源が発生した場合は、後述する新規企業債発行額との均衡を図りながら改定を検討していきます。

【企業債】

今後の更新投資需要である「建設改良費」に対して、これまでの起債充当率 (70%) を考慮して、企業債を発行する方針とします。

企業債は一時的に建設改良費に対する財源となる一方で、元金償還や支払利息の負担を将来世代に対し負わせる形式であるため、受益者負担の原則 (給水収益) と世代間の負担の公平性 (企業債発行) のバランスを図ることが重要です。

企業債残高の直近 5 年間の実績は、企業債の借入額に対し償還額が上回っているため、減少傾向にあります。計画期間内においても、償還額が借入額を上回る見込みのため、減少傾向は続いていきます。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

ア 広域化

「長野県水道ビジョン」および「上田長野地域の水道事業広域化」等、広域化に関する動きは加速しており、当村としても、最適な広域化の形態について研究及び調査を行います。

イ 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）

ウォーターPPP及び民間の資金・ノウハウ等の活用については、他団体の動向を注視し、検討を行います。

ウ アセットマネジメントの充実

施設・設備の長寿命化や更新は、可能な限り毎年度一定規模で行うことが望まれます。現在、青木村ではアセットマネジメント策定をしておりますが、必要に応じて、検討・策定していきます。

エ 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）及び合理化（スペックダウン）

水需要に見合った効率的な施設整備を目的として、施設利用率および有収水量に注視しながら、ダウンサイジング及びスペックダウン等のオーバースペックにならない更新の可能性について、将来を見据えた適正な仕様となるよう継続的に検討していきます。

オ その他の取組

住民の利便性向上や業務の効率化を図るため、水道開閉栓や名義変更等の電子手続き等 IOT の活用について、検討していきます。

② 財源についての検討状況

ア 料金

経営戦略策定の対象期間である今後 10 年間については、人口減少による水需要の低下及び、更新投資需要の増加に対応しながら、事業運営ができる見込みであることから、財政基盤は安定しているものと考えられます。

しかしながら、独立採算制の観点で見ると、経常費用に対し、料金収入のみでは不足しているため一般会計からの繰入金に依存していることが明白であり、かつ、前回料金改定から 5 年以上経過している状況を鑑みると、料金収入の増加は急務であると考えられます。

したがって、今後、一般会計からの依存度を軽減させるためにも料金改定の必要性や改定率等を検討するにあたり、下記のロードマップのとおり見直し等を図っていきます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金回収率検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
使用料金検討		○		○		○		○		○
経営戦略見直し					○					○
修繕計画見直し		○					○			

イ 企業債

新規発行額を原則、当年度償還額未満に抑制する等、企業債残高の圧縮に努め、後年度の負担軽減を図ってきましたが、今後も低金利かつ有利な借入を実施し、企業債残高が適正な水準となるよう努めていきます。

ウ 繰入金

前述のとおり、一般会計からの繰入金を収益的収支不足分に充てております。定期的に料金見直しを行い、一般会計からの繰入りに依存した経営体制からの脱却を目指します。

エ 資産の有効活用等による収入増加の取組

具体的な取組は現在予定しておりませんが、他事業体の先進事例等を参考に検討していきます。

オ その他

国の求めるカーボンニュートラル実現に向けて、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入について検討していきます。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

本経営戦略は策定後も定期的に進捗状況や事業環境の変化を検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。平成29年3月の策定から約8年経過した令和7年度に、今回の改定を実施しました。今回の改定内容については、村ホームページで公表するとともに、村民へ周知を図ります。

経営戦略は単なる計画書ではなく、継続的な経営改善のためのツールです。PDCAサイクルに基づき計画（Plan）— 実行（Do）— 検証（Check）— 改善（Act）のプロセスを繰り返すことで、持続可能な簡易水道事業の実現を目指すためにも、以下の取組をします。

- ・毎年度、投資・財政計画と実績値の比較等による分析および検証の実施
- ・少なくとも5年ごとに中期的な経営分析・検証を実施し、進捗状況を確認

今後も、受益者の皆様と協働しながら、安全・安心・安定な水道サービスの提供に取り組んでまいります。

以 上

青木村水道事業経営戦略

令和 8 年 3 月

長野県小県郡青木村 建設農林課上下水道係

青木村役場

〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢 111

TEL 0268-49-0111

FAX 0268-49-3670

メール webmaster@vill.aoki.nagano.jp

経営比較分析表（令和6年度決算）

長野県 青木村

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり設置割合(円)	
-	55.74	100.00	3,999	

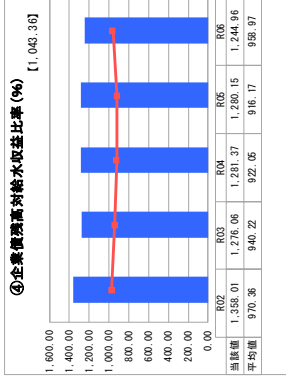
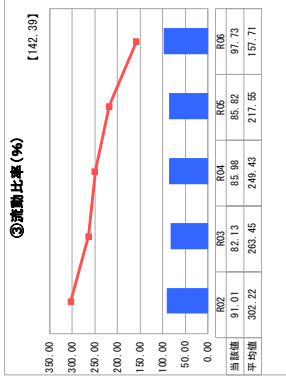
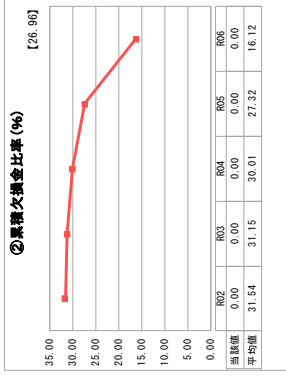
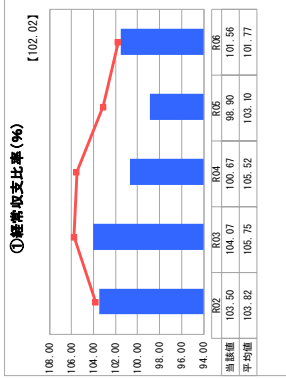
人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
4,086	57.10	71.56
現在給水人口(人)	給水区域面積(㎡)	給水人口密度(人/㎡)
4,040	19,30	209.33

グラフ凡例

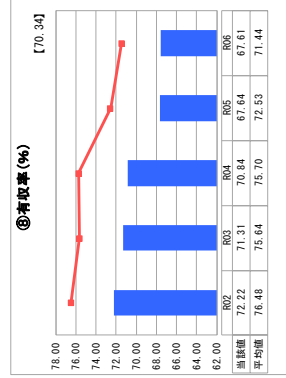
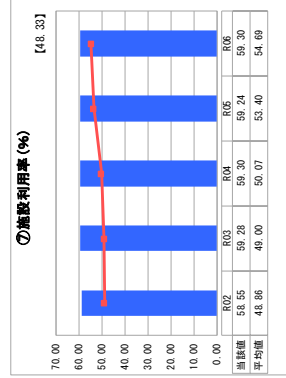
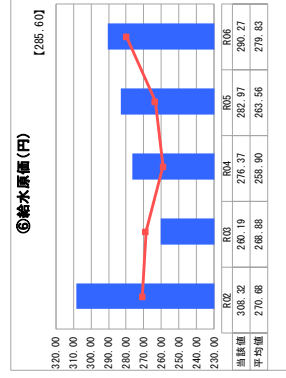
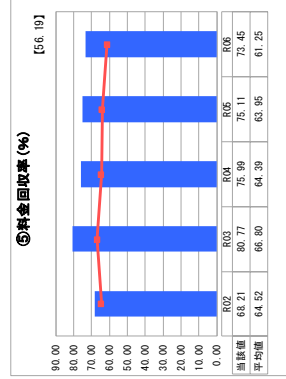
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

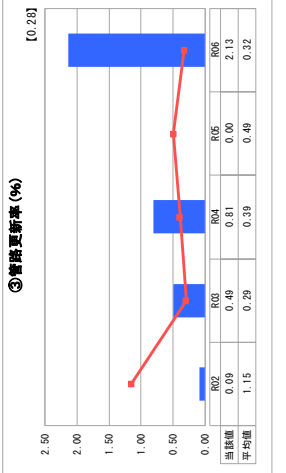
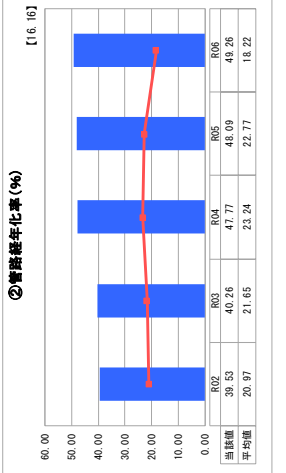
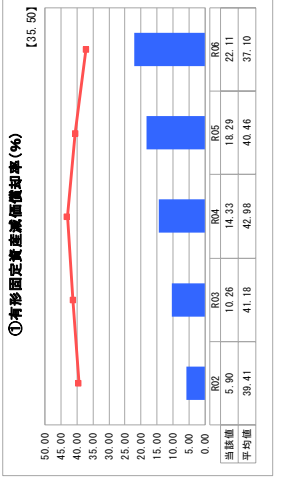


1. 経営の健全性・効率性について
R2～R6にかけて、それほど大きな変動はありませんが、経常として経常収支比率はやや右肩下がりがとなっており、R5では施設・専設の整備修繕費・経費用が前年よりと比べて100%を超過している割合となりました。今後も継続しての対応が近いと考えます。また流動比率が他の類似団体と比べても低いという事ですが、過去の企業債の償還額が大きいため、一般会計からの繰入金でその大半を賄っている状況であり、今後もしばらくはこのような状況は変わらないと思われ、料金改定も視野に入れた健全な経営が出来るように努力していきます。また、漏水箇所の特発・修理等を積極的にを行い、有収率の向上にも努めていきます。



2. 老朽化の状況について
管路経年比率については、類似団体平均値と比較係以上、上回っている状況です。R5から国庫補助金を利用して、老朽化の更新を計画・実施しております。結果としてR6の管路更新率は全国平均・類似団体平均値を大きく上回る2.13%となりました。引き続き更新を進めていきます。また、単純に古い管から更新していくという事ではなく、工費や過去の漏水データ、影響範囲などから順次更新していく予定です。その際に更新する管は簡便管にしていきたいです。

2. 老朽化の状況



全体概況
・経常収支比率が依然として平均値を下回っていることから、財源の見直しは急務を要します。今後も不要経費を削りつつ、収納率を向上させて健全な経営をしていきます。特に原料の高騰による工費等の増や、光熱費の値上がりによって維持管理費が増加しておりますが、私達の生活にかかわることの出来ない水運を安定して供給できるよう努力していきます。
・急速な人口減少に伴うサービス需要の減少が懸念されることではあります。現状、有収水量等に大きな減は見られません。また、施設の老朽化は有形固定資産減価償却率からすると全国平均未満のため早期の対応は必要ありませんが、継続的に更新需要の検証および検討を行います。職員数を最低限の2名うち1名を兼務とする事で、人材確保等は、人員確保が必要と考えます。

(別添)投資・財政計画一覧

区分	令和6年度		令和7年度		令和9年度 推計	令和10年度 推計	令和11年度 推計	令和12年度 推計	令和13年度 推計	令和14年度 推計	令和15年度 推計	令和16年度 推計	令和17年度 推計
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)									
1. 企業	53,300	119,400	15,920	16,661	16,286	16,661	17,044	17,436	17,837	18,247	18,667	19,096	19,536
うち資本費平準化債													
2. 他会計出資金													
3. 他会計補助金	39,900	37,000	34,800	30,800	33,300	30,800	25,500	19,700	18,400	18,200	18,700	19,100	19,000
4. 他会計負担金													
5. 他会計借入金													
6. 国(都道府県)補助金	25,380	35,000											
7. 固定資産売却代金													
8. 工事負担金		10											
9. その他	377												
計	118,957	191,410	50,720	47,461	49,586	47,461	42,544	37,136	36,237	36,447	37,367	38,196	38,536
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
(B)													
1. 建設改良費	118,957	191,410	50,720	47,461	49,586	47,461	42,544	37,136	36,237	36,447	37,367	38,196	38,536
うち職員給与費	84,996	154,400	22,743	23,801	23,266	23,801	24,349	24,909	25,482	26,068	26,667	27,281	27,908
2. 企業償還金	79,755	73,133	69,497	61,588	66,455	61,588	50,922	39,383	36,733	36,382	37,230	38,107	37,934
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他	1,557		311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
計	166,308	227,533	92,551	85,700	90,032	85,700	75,582	64,603	62,526	62,761	64,208	65,699	66,153
(D)-(C)	47,351	36,123	41,831	38,239	40,446	38,239	33,038	27,467	26,288	26,313	26,841	27,502	27,617
(E)													
資本的収入額が資本的支出額に不足する額													
1. 損益勘定留保資金	39,625	22,087	39,763	36,076	38,331	36,076	30,824	25,202	23,972	23,944	24,417	25,022	25,080
2. 利益剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他	7,726	14,036	2,068	2,164	2,115	2,164	2,214	2,264	2,317	2,370	2,424	2,480	2,537
計	47,351	36,123	41,831	38,239	40,446	38,239	33,038	27,467	26,288	26,313	26,841	27,502	27,617
(F)													
(E)-(F)													
補填財源不足額													
他会計借入金残高													
企業債残高	969,143	1,015,410	961,833	866,737	911,664	866,737	832,859	810,912	792,016	773,882	755,319	736,308	717,910

○他会計繰入金

区分	前々年度		前年度		令和9年度 推計	令和10年度 推計	令和11年度 推計	令和12年度 推計	令和13年度 推計	令和14年度 推計	令和15年度 推計	令和16年度 推計	令和17年度 推計
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)									
1. 収益的収支分	30,100	38,000	40,000	40,000	38,000	40,000	40,000	42,000	43,000	44,000	44,000	45,000	45,000
うち基準内繰入金	23,165	27,543	19,036	17,313	17,386	17,313	11,818	6,232	5,212	5,368	6,066	6,772	6,950
うち基準外繰入金	6,935	10,457	20,964	22,687	20,614	22,687	28,182	35,768	37,788	38,632	37,934	38,228	38,050
2. 資本的収支分	39,900	37,000	34,800	30,800	33,300	30,800	25,500	19,700	18,400	18,200	18,700	19,100	19,000
うち基準内繰入金	39,877	36,567	34,749	30,794	33,228	30,794	25,461	19,692	18,367	18,191	18,615	19,054	18,967
うち基準外繰入金	23	434	52	6	73	6	39	9	34	9	85	47	33
計	70,000	75,000	74,800	70,800	71,300	70,800	65,500	61,700	61,400	62,200	62,700	64,100	64,000

(別添)

原価計算表

布設年月日 昭和 31 年 4 月 1 日
給水人口 4040 人
計算期間 自 令和 8 年 4 月
至 令和 13 年 3 月
(5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 収 入 (X)	千円 77,845	千円 73,963	千円	千円 73,963
受 託 工 事 収 入	0	0		0
そ の 他	755	680		680
合 計	78,600	74,643	0	74,643

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
営業・営業外費用	基 本 給	千円 3,532	千円 5,564	千円 5,564
	退 職 給 付 費	0		0
	そ の 他	2,134	4,852	4,852
	動 力 費	8,159	8,317	8,317
	修 繕 費	13,587	15,210	15,210
	材 料 費	1,301	2,079	2,079
	そ の 他	18,983	24,938	24,938
	減 価 償 却 費	108,784	103,696	65,623
	支 払 利 息	10,734	10,033	10,033
	そ の 他	6,867	4,019	4,019
合 計 (Y)	174,081	178,709	65,623	113,086

資 産 維 持 費 (Z)	48,817
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	161,903

$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 45.7\%$